津市長職務執行者について

津市長職務執行者について協議したので、次のとおり報告する。 平成17年11月17日

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良 洲町、同郡一志町、同郡白山町及び同郡美杉村の廃置分合に伴う市長職務執行者に 関する協議書

平成18年1月1日から津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町及び同郡美杉村を廃し、その区域をもって津市を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり津市長職務執行者を定める。

記

津市長職務執行者 津市長 近 藤 康 雄

平成17年11月16日

津市長

久居市長

河芸町長

芸濃町長

美里村長

安濃町長

香良洲町長

一志町長

白山町長

美杉村長

正本に10市町村長の署名を頂きました。

【参考】

地方自治法施行令

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合において、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。(以下省略)

津市長職務執行者の職務

- 1. 開市式の進行
- 2.条例等の専決
- 3. 暫定予算の専決
- 4.一般職員の辞令交付
- 5. 暫定委員の任命
- 6. 各市町村長との事務引継ぎ
- 7. 新市長の誕生(選挙)までの間、市長の職務の執行